

## 熊本市中小企業経営安定特例資金融資制度要綱

制定	昭和55年	4月11日	市長決裁
改正	昭和55年	9月1日	市長決裁
			(略)
	平成19年	9月14日	市長決裁
	平成23年	7月1日	経営支援課長決裁
	平成24年	3月26日	市長決裁
	平成25年	3月29日	市長決裁
	平成26年	4月24日	農水商工局長決裁
	平成28年	3月28日	市長決裁
	平成29年	3月10日	経済観光局長決裁
	令和4年	7月29日	商業金融課長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、外的要因による経営環境の変化に伴い、健全な経営の安定に支障が生じた中小企業者へ円滑な融資を図ることにより、中小企業者の経営の安定を図り、もって、本市中小企業の振興に寄与することを目的とする。

### (融資原資)

第2条 熊本市（以下「市」という。）は、融資原資として、予算の範囲内で取扱金融機関に預託を行うものとする。

2 取扱金融機関は、当該年度において預託金の2倍以上の自己資金を加え、融資準備金として融資を行うものとする。

3 市は、本制度実施のため、熊本県信用保証協会（以下「協会」という。）との間に別に定める損失補償契約を締結する。

### (融資対象)

第3条 融資の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する中小企業者とする。

- (1) 大規模小売店（床面積1000㎡以上）の進出又は増床より、経営に影響を受けると市長が認めた者
- (2) 倒産企業に対して直接取引をおこなっている者で、50万円以上の売掛債権を有しその回収が困難であると市長が認めたもの
- (3) 天災地変又は火災により被害を受けた中小企業者であって、次に掲げる要件をいずれか満たし、経営に影響を受けると市長が認めたもの
  - イ 災害救助法又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定を受け、被害を受けたことについて証明がある者
  - ロ 火災による被害を受けたことについて証明がある者
- (4) 大規模小売店の撤退、譲渡、又は縮小に伴い、経営に影響を受けると市長が認めた者
- (5) 熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業施行に伴い、経営の安定に支障を生じている者であって市長が特に必要と認めたもの
- (6) 経営環境の急激な変化により、経営の安定に支障を生じていると市長が特に認めた者

2 前項に該当する中小企業者は、次の各号に定める要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 市内に1年以上居住し、かつ同一業種（複数の事業を営む者にあつては、本制度の利用目的とする業種について）1年以上経営していること。ただし、天災地変・火災により被害を受けた者については、同一業種（複数の事業を営む者にあつては、本制度の利用目的とする業種について）を6か月以上経営していること。
- (2) 市県民税又は法人市民税（業歴2年未満の者で前年度の市民税を賦課されていない者については、当該年度の納期到来分）を納税していること。ただし、納税がない者にあつては、非課税措置又は免税措置を受けていること。
- (3) 許認可を必要とする業種については、許認可を受けていること。
- (4) 協会の保証対象業種であること。
- (5) 協会に対して代位弁済による求償債務（連帯保証によるものを含む）がないこと。
- (6) 申込日前2か年以内に金融機関の取引停止処分を受けていないこと。

### (融資条件)

第4条 融資条件は次に掲げるとおりとする。

- (1) 資金使途 事業経営に必要な運転資金及び設備資金（ただし要綱第3条第1項第1号又は第4号については設備資金を対象とする）
- (2) 融資限度額 1事業者につき1,500万円以内
- (3) 融資期間 7年以内
- (4) 口数 3口を限度とする。
- (5) 融資利率 融資期間7年以内は固定年利2.00パーセント以内
- (6) 返済方法 元金均等返済
- (7) 据置期間 協会及び取扱金融機関が認める場合に限り1年以内（ただし、融資期間に含む。）
- (8) 保証料率 協会の定めるところによる。
- (9) 連帯保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とする。ただし、協会が特に必要と認める場合はこの限りでない。
- (10) 担保 必要に応じ徴求する。
- (11) 信用保証 すべて協会の保証を要する。

2 前項第3号、第5号及び7号の規定にかかわらず、前条第1項第5号に該当する者に対する融資条件については、融資期間を10年以内と融資利率を融資期間10年以内、固定年利2.45パーセント以内と据置期間を協会及び取扱金融機関が認める場合に限り2年以内（ただし、融資期間に含む。）とする。

（取扱金融機関）

第5条 取扱金融機関は、肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫及び熊本県信用組合とする。

（認定）

第6条 融資を受けようとする者は、第3条の規定による融資対象者であることについて市長の認定を受けなければならない。

（融資相談窓口）

第7条 融資相談等の窓口は、くまもと森都心プラザ ビジネス支援施設 XOSS POINT.、熊本商工会議所、市内各商工会及び取扱金融機関とする。

（融資受付窓口）

第8条 第6条の規定により認定を受けた者は、所定の申込書に必要書類を添付し、熊本商工会議所、市内各商工会及び取扱金融機関に提出するものとする。

（融資の斡旋）

第9条 熊本商工会議所及び市内各商工会は、受付の結果、融資申し込みに係る要件が適当と認めたときは、取扱金融機関に融資斡旋を行うものとする。

（融資審査等）

第10条 融資申込を受理した取扱金融機関は、その内容の審査及び調査を行い、速やかに協会に保証依頼の書類を提出し、また、市の必要書類についても協会を経由し市に提出するものとする。

2 協会は取扱金融機関から保証依頼があったときは、その内容の審査及び調査を行い、速やかに保証の可否を決定し、市に報告するものとする。

3 取扱金融機関及び協会は、融資手続を公正かつ迅速に行うものとする。

（関係機関の協力）

第11条 この制度による融資について、協会は積極的に保証を行い、取扱金融機関は、融資に関し歩積、両建、掛金等の条件を付することなく、この制度の目的を十分に理解し、積極的に協力するものとする。

（保証制度）

第12条 保証制度は、協会の熊本市中小企業経営安定特例資金融資保証制度要綱による。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和55年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年9月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成18年2月24日から施行する。

2 第3条第1項第5号、第4条第2項及び第7条第2項の規定については、平成23年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その時まで第6条の認定を受けた者については、その時以後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行し、同日の借入申込み分から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の第4条第1項第5号及び同条第2項の規定は、平成28年4月1日以後の保証承諾分について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。